

かわさき自動車環境対策推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 自動車に係る環境問題の解決に向けて、事業者、市民、関係団体及び関係行政機関が相互の連携のもとに、地域環境対策及び地球温暖化対策を総合的に推進することを目的として、かわさき自動車環境対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 自動車から排出される大気汚染物質の抑制に関する事。
- (2) 自動車から排出される温室効果ガスの削減に関する事。
- (3) 交通需要管理の推進に関する事。
- (4) 自動車に係る道路沿道環境改善に関する事。
- (5) 自動車騒音・振動の対策の推進に関する事。
- (6) 電気自動車の普及促進に関する事。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって構成する。ただし、協議会の趣旨に賛同するものの参画を妨げない。

- 2 協議会は、会長及び副会長を置くものとする。
- 3 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

(ワーキンググループの設置)

第5条 協議会の下に、関連する構成員からなるワーキンググループを設置することができる。

(関係者の出席)

第6条 協議会は、協議事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、川崎市環境局環境対策部地域環境共創課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 川崎市自動車公害対策推進協議会設置要綱（平成4年3月1日施行）、東扇島・千鳥地区交通環境改善連絡協議会設置要綱（平成9年3月21日施行）、浮島・小島地区交通環境改善連絡協議会設置要綱（平成12年1月27日施行）及びかわさきエコドライブ推進協議会設置要綱（平成19年2月13日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	構 成 員
事業者	花王株式会社川崎工場 かわさきファズ株式会社 J F E スチール株式会社東日本製鉄所（京浜地区） 首都高速道路株式会社 株式会社タケエイ物流管理部 E N E O S 株式会社川崎製油所 東洋埠頭株式会社東扇島支店 中日本高速道路株式会社東京支社 三菱ふそうトラック・バス株式会社
市民代表	川崎公害病患者と家族の会 川崎市地球温暖化防止活動推進センター
関係団体	一般社団法人神奈川県自動車整備振興会 神奈川県自動車販売店協会社会貢献部 神奈川県タクシー協会川崎支部 一般社団法人神奈川県トラック協会 一般社団法人神奈川県バス協会 独立行政法人環境再生保全機構 一般社団法人日本自動車連盟神奈川支部
関係行政機関	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 国土交通省関東運輸局交通政策部環境・物流課 国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 神奈川県環境農政局環境部環境課 神奈川県警察本部交通部交通規制課 神奈川県川崎臨港警察署
市	総務企画局総務部庁舎管理課担当課長 建設緑政局総務部企画課担当課長 交通局自動車部運輸課長 環境局生活環境部収集計画課長 環境局環境対策部長 環境局環境対策部地域環境共創課長